



平成 19 年 8 月 28 日

管理会社: レッグ・メイソン・インベストメンツ(ルクセンブルグ) エス・エイ

レッグ・メイソン・ファンズ・インベストメント・シリーズ(ルクセンブルグ)
受益者の皆様へのお知らせ

ルクセンブルグ籍追加型外国投資信託「レッグ・メイソン・ファンズ・インベストメント・シリーズ(ルクセンブルグ)」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、管理会社であるレッグ・メイソン・インベストメンツ(ルクセンブルグ) エス・エイは、平成 19 年 9 月 28 日をもって下記の変更を行うことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 分配方針の変更

レッグ・メイソン・ファンズ・マネー(米ドル、ユーロ)につきまして、これまで原則として3ヵ月ごとに分配を行ってまいりましたが、原則として分配は行わず、当該各ポートフォリオ内に留保し投資を継続するよう変更いたします。

2. 投資顧問会社および副投資顧問会社の退任および任命

レッグ・メイソン・ファンズ・シティセレクト・シリーズの投資顧問会社および副投資顧問会社であるスミス・パーニー・ファンド・マネジメント、エル・エル・シーの退任を決定し、投資顧問会社としてレッグ・メイソン・グローバル・アセット・アロケーション・エルエルシーを、副投資顧問会社としてクリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシーをそれぞれ新たに任命いたします。

当該変更にご同意いただけない受益者の皆様は、平成 19 年 9 月 27 日午後 3 時までに当該受益者の皆様が保有するポートフォリオのファンド証券の買戻しを請求することにより、目論見書に記載のある大量の買戻注文に伴うチャージを課されることなく、当該買戻し請求を行うことができます。ただし、クラスBファンド証券の買戻しには、条件付後払申込手数料が課されます。

大量の買戻し注文に伴うチャージとは、目論見書に記載されているとおり、管理会社の判断により課せられるものですが、上記の期日までの買戻し請求には課されません。上記の期日より後の買戻し請求には、従来どおり、管理会社の判断により課せられることがあります。

上記の変更の詳細に関しましては、平成 19 年 9 月 28 日に発行予定の目論見書をご覧ください。

なお、当該変更に関するお問い合わせは、販売取扱会社までご連絡ください。